

## 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案について

平成22年2月26日  
高知県警察本部交通部  
運転免許センター

### 1 趣旨

運転免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター及び県内の各警察署で受付を行っているが、いの警察署においては、運転免許センターが同じいの町内の近距離にあるため、受付件数は県下最少である。

このことから、いの警察署における運転免許証の記載事項の変更の届出の受付事務を廃止した場合においても、運転免許センター又はいの警察署以外の警察署で手続を行うことで同警察署管内に居住する住民の利便性には支障はないものと思われる。

このため、事務の合理化を図り、同警察署での運転免許証の記載事項の変更の届出の受付を取り止めることについて高知県公安委員会規則の改正を行うもの。

### 2 概要

いの警察署において、運転免許証の記載事項の変更の届出の受付を行わないこととする。(別添 新旧対照表参照)

### 3 施行期日

平成22年4月1日